

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年2月2日

新潟県企業管理者 権 澤 尚

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局固定資産事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改 正 後		改 正 前		
別表第2（第26条関係）		行政財産使用料の基準		行政財産使用料の基準		
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	単位	使用料（単位 円）	
土地	(略)					
(略)	電気 通信 施設 その他 これらに 類する もの の以 外の もの	水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する もの	110	新 潟 市 部	98	新 潟 市 部
		外径が0.15メー トル未満のもの	47	新 潟 市 部	43	新 潟 市 部
		外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの	63	新 潟 市 部	58	新 潟 市 部
		外径が0.2メー トル以上0.4メー トル未満のもの	130	新 潟 市 部	120	新 潟 市 部
		外径が0.4メー トル以上1メートル 未満のもの	320	新 潟 市 部	290	新 潟 市 部
外径が1メートル 以上のもの	630	新 潟 市 部	580	新 潟 市 部		
(略)	(略)					
備考 (略)						

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料については、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

